

事務連絡
令和2年4月16日

関係各位

今治市総務部契約課長

新型コロナウイルス感染症の影響拡大を受けた登録基幹技能者の講習
修了証有効期限の取扱い等について（通知）

愛媛県を通じて国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課長より、別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。

つきましては、当該通知について、その趣旨をご理解していただきますとともに、貴団体会員に対する周知を行っていただきますようよろしくお願いいたします。

記

・通知の概要

新型コロナウイルス感染症への対応として、登録基幹技能者講習実施機関に対し、当面の間、講習の実施を自粛するよう要請したことに伴い、令和2年3月6日から令和2年9月30日までの間に講習修了証の有効期限を迎える登録基幹技能者を雇用する企業に対し、経営事項審査等により登録基幹技能者を評価する場合には、特例的に、一律令和2年9月30日まで有効期限内であるものとして取り扱う。

なお、「登録基幹技能者講習の実施に係る新型コロナウイルス感染症への対応について」（令和2年3月6日付け国土建労第1466号）は、本通達の発出をもって廃止する。

※上記通達は、令和2年3月23日付け事務連絡「登録基幹技能者講習の実施に係る新型コロナウイルス感染症への対応について」により通知

（問い合わせ先）
今治市総務部契約課
工事契約係・工事検査室
TEL:0898-36-1560（直通）

2土第49号
令和2年4月14日

各 市 町 長 様

愛媛県土木部長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の影響拡大を受けた登録基幹技能者の講習修了証
有効期限の取扱い等について（通知）

国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課長より、別添のとおり通知がありました
ので、お知らせします。

記

・通知の概要

新型コロナウイルス感染症への対応として、登録基幹技能者講習実施機関に対し、当
面の間、講習の実施を自粛するよう要請したことに伴い、令和2年3月6日から令和2年
9月30日までの間に講習修了証の有効期限を迎える登録基幹技能者を雇用する企業に対
し、経営事項審査等により登録基幹技能者を評価する場合においては、特例的に、一律令
和2年9月30日まで有効期限内であるものとして取り扱う。

なお、「登録基幹技能者講習の実施に係る新型コロナウイルス感染症への対応につい
て」（令和2年3月6日付け国土建労第1466号）は、本通達の発出をもって廃止する。

※上記通達は、令和2年3月17日付け元土第937号により通知

【問い合わせ先】

愛媛県 土木部 土木管理局
土木管理課 契約・建設業G
〒790-8570 松山市一番町四丁目4-2
電話：089-912-2643 FAX：089-912-2639
E-mail: dobokukanri@pref. ehime. lg. jp

2土第49号
令和2年4月14日

各建設業関係団体の長 様

愛媛県土木部長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の影響拡大を受けた登録基幹技能者の講習修了証
有効期限の取扱い等について（通知）

国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課長より、別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。

つきましては、当該通知について、その趣旨をご理解していただきますとともに、貴団体会員に対する周知を行っていただきますようお願いいたします。

記

・通知の概要

新型コロナウイルス感染症への対応として、登録基幹技能者講習実施機関に対し、当面の間、講習の実施を自粛するよう要請したことに伴い、令和2年3月6日から令和2年9月30日までの間に講習修了証の有効期限を迎える登録基幹技能者を雇用する企業に対し、経営事項審査等により登録基幹技能者を評価する場合においては、特例的に、一律令和2年9月30日まで有効期限内であるものとして取り扱う。

なお、「登録基幹技能者講習の実施に係る新型コロナウイルス感染症への対応について」（令和2年3月6日付け国土建労第1466号）は、本通達の発出をもって廃止する。

※上記通達は、令和2年3月17日付け元土第937号により通知

【問い合わせ先】

愛媛県 土木部 土木管理局
土木管理課 契約・建設業G
〒790-8570 松山市一番町四丁目4-2
電話：089-912-2643 FAX：089-912-2639
E-mail: dobokukanri@pref. ehime. lg. jp

国土建労第24号
令和2年4月9日

各都道府県主幹部局長 殿

国土交通省 土地・建設産業局
建設市場整備課長



新型コロナウイルス感染症の影響拡大を受けた
登録基幹技能者の講習修了証有効期限の取扱い等について

今般の新型コロナウイルス感染症の影響については、現在において収束の見通しが立たず、今後も引き続き、会合やイベント等の開催自粛・延期が続くものと推察されます。

そのため、登録基幹技能者講習実施機関に対し、講習の実施自粛や講習修了証の有効期限の特例について、別添のとおり通知を行ったところです。

については、令和2年3月6日から令和2年9月30日までの間に講習修了証の有効期限を迎える登録基幹技能者を雇用する企業に対し、経営事項審査等により登録基幹技能者を評価する場合においては、特例的に、一律令和2年9月30日まで有効期限内であるものとして取り扱うようお願いいたします。

なお、令和2年3月6日付け「登録基幹技能者講習の実施に係る新型コロナウイルス感染症への対応について」（令和2年3月6日付け国土建労第1466号）は、本通達の発出をもって廃止します。

以 上



国土建労第24号
令和2年4月9日

登録基幹技能者講習実施機関の長 殿

国土交通省 土地・建設産業局
建設市場整備課長



新型コロナウイルス感染症の影響拡大を受けた
登録基幹技能者の講習修了証有効期限の取扱い等について

今般の新型コロナウイルス感染症の影響拡大を受け、感染拡大の防止を図ることを目的に、多数の者が集まる会合やイベント等の開催自粛・延期について要請が行われているところでは、

また、国土交通省においても、「登録基幹技能者講習の実施に係る新型コロナウイルス感染症への対応について」(令和2年3月6日付け国土建労第1466号)を発出し、登録基幹技能者講習については4月以降に延期するよう要請を行うとともに、講習の延期に伴い講習修了証の有効期限が経過した者に対しては、申請があった場合に限り有効期限を3ヶ月間延長する措置を行ったところです。

一方で、新型コロナウイルス感染症の影響については、現在において収束の見通しが立たっておらず、今後も引き続き、会合やイベント等の開催自粛・延期が続くものと推察されます。

こうした状況を踏まえ、各団体においては、登録基幹技能者講習について、4月以降も当面の間、講習の実施を自粛いただくようお願いいたします。

この措置に伴い、令和2年3月6日から令和2年9月30日までの間に講習修了証の有効期限を迎える登録基幹技能者を雇用する企業に対し、経営事項審査等により登録基幹技能者を評価する場合においては、特例的に、一律令和2年9月30日まで有効期限内であるものとして取り扱うことといたします。また、建設業者団体に対しても、登録基幹技能者を評価・活用する場合においては、同様の取扱いを行うよう周知を図ることとします。さらに、登録基幹技能者制度推進協議会が管理・運営を行っている登録基幹技能者データベースにおいても、上記特例について反映を行い、講習修了証の有効期限を迎えた者についても、一律令和2年9月30日まで氏名等を掲載することとします。

以上、各団体においては、上記取扱いについてご理解いただくとともに、登録基幹技能者や会員企業等に対する周知方よろしくお願いいたします。

なお、令和2年3月6日付け「登録基幹技能者講習の実施に係る新型コロナウイルス感染症への対応について」は、本通達の発出をもって廃止します。

以 上

国土建労第 1466 号
令和 2 年 3 月 6 日

各都道府県主幹部局長 殿

国土交通省土地・建設産業局
建設市場整備課長



登録基幹技能者講習の実施に係る新型コロナウイルス感染症への対応について

今般、新型コロナウイルス感染症対策本部において「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」（令和 2 年 2 月 25 日決定）が決定され、「イベント等の開催について、現時点で全国一律の自粛要請を行うものではないが、専門家会議からの見解も踏まえ、地域や企業に対して、イベント等を主催する際には、感染拡大防止の観点から、感染の広がり、会場の状況等を踏まえ、開催の必要性を改めて検討するよう要請する」こと等の方針が示されております。

本基本方針の内容を踏まえ、少なくとも令和 2 年 3 月末までに実施予定の建設業法施工規則(昭和 24 年建設省令第 14 号)第 18 条の 3 に規定する登録基幹技能者講習については、講習の実施がやむを得ないと考えられる特別な事情が存する場合を除き、4 月以降に延期されるようお願いをしております。(通信教育にて実施する更新講習は除く)

更新講習の実施を延期することに伴い、次回の更新講習を実施するまでの間に講習修了証の有効期限が経過してしまった者については、特例的な措置として、その者から申請があった場合、有効期限を 3 ヶ月間延長することができることとしております。その際に、その者からの求めがあれば、本措置に伴い有効期限を延長した旨を明記した証明書を発行していただくよう登録基幹技能者講習実施機関に対し通知を行っております。

については、登録基幹技能者を雇用する企業が受審する経営事項審査において、講習実施機関の発行する上記証明書の添付がなされている際には、有効期限内であるものとして取り扱うようよろしくお願い致します。



事務連絡
令和2年3月23日

関係各位

今治市総務部契約課長

登録基幹技能者講習の実施に係る新型コロナウイルス感染症への
対応について（通知）

愛媛県を通じて国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課長より、別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。

つきましては、当該通知について、その趣旨をご理解していただきますとともに、貴団体会員に対する周知を行っていただきますようよろしくお願いいたします。

記

・通知の概要

新型コロナウイルス感染症への対応として、令和2年3月末までに実施予定の登録基幹技能者講習の実施を延期することに伴い、講習修了証の有効期限が経過してしまった者については、特例措置として、その者から申請があった場合に当該有効期限を3カ月間延長することができることとした。（講習実施機関から証明書を発行）

本措置を受けた技能者を雇用する企業が受審する経営事項審査において、上記証明書が添付されている場合は、当該技能者を有効期限内であるものとして取り扱う。

（問い合わせ先）
今治市総務部契約課
工事契約係・工事検査室
TEL:0898-36-1560（直通）

元土第 937 号
令和 2 年 3 月 17 日

各 市 町 長 様

愛媛県土木部長
(公印省略)

登録基幹技能者講習の実施に係る新型コロナウイルス感染症への対応について (通知)

国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課長より、別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。

記

・通知の概要

新型コロナウイルス感染症への対応として、令和 2 年 3 月末までに実施予定の登録基幹技能者講習の実施を延期することに伴い、講習修了証の有効期限が経過してしまった者については、特例措置として、その者から申請があった場合に当該有効期限を 3 カ月間延長することができることとした。(講習実施機関から証明書を発行)

本措置を受けた技能者を雇用する企業が受審する経営事項審査において、上記証明書が添付されている場合は、当該技能者を有効期限内であるものとして取り扱う。

【問い合わせ先】

愛媛県 土木部 土木管理局
土木管理課 建設業係
〒790-8570 松山市一番町四丁目 4-2
電話：089-912-2644 FAX：089-912-2639
E-mail: dobokukanri@pref. ehime. lg. jp



元土第 937 号
令和 2 年 3 月 17 日

各建設業関係団体の長 様

愛媛県土木部長
(公印省略)

登録基幹技能者講習の実施に係る新型コロナウイルス感染症への対応について (通知)

国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課長より、別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。

つきましては、当該通知について、その趣旨をご理解していただきますとともに、貴団体会員に対する周知を行っていただきますようよろしくお願いいたします。

記

・通知の概要

新型コロナウイルス感染症への対応として、令和 2 年 3 月末までに実施予定の登録基幹技能者講習の実施を延期することに伴い、講習修了証の有効期限が経過してしまった者については、特例措置として、その者から申請があった場合に当該有効期限を 3 カ月間延長することができることとした。(講習実施機関から証明書を発行)

本措置を受けた技能者を雇用する企業が受審する経営事項審査において、上記証明書が添付されている場合は、当該技能者を有効期限内であるものとして取り扱う。

【問い合わせ先】

愛媛県 土木部 土木管理局
土木管理課 建設業係
〒790-8570 松山市一番町四丁目 4-2
電話：089-912-2644 FAX：089-912-2639
E-mail: dobokukanri@pref. ehime. lg. jp

国土建労第 1466 号
令和 2 年 3 月 6 日

各都道府県主幹部局長 殿

国土交通省土地・建設産業局
建設市場整備課長



登録基幹技能者講習の実施に係る新型コロナウイルス感染症への対応について

今般、新型コロナウイルス感染症対策本部において「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」（令和 2 年 2 月 25 日決定）が決定され、「イベント等の開催について、現時点で全国一律の自粛要請を行うものではないが、専門家会議からの見解も踏まえ、地域や企業に対して、イベント等を主催する際には、感染拡大防止の観点から、感染の広がり、会場の状況等を踏まえ、開催の必要性を改めて検討するよう要請する」こと等の方針が示されております。

本基本方針の内容を踏まえ、少なくとも令和 2 年 3 月末までに実施予定の建設業法施工規則(昭和 24 年建設省令第 14 号)第 18 条の 3 に規定する登録基幹技能者講習については、講習の実施がやむを得ないと考えられる特別な事情が存する場合を除き、4 月以降に延期されるようお願いをしております。(通信教育にて実施する更新講習は除く)

更新講習の実施を延期することに伴い、次回の更新講習を実施するまでの間に講習修了証の有効期限が経過してしまった者については、特例的な措置として、その者から申請があった場合、有効期限を 3 ヶ月間延長することができることとしております。その際に、その者からの求めがあれば、本措置に伴い有効期限を延長した旨を明記した証明書を発行していただくよう登録基幹技能者講習実施機関に対し通知を行っております。

については、登録基幹技能者を雇用する企業が受審する経営事項審査において、講習実施機関の発行する上記証明書の添付がなされている際には、有効期限内であるものとして取り扱うようよろしくお願い致します。

